

宇城市「週休２日施行工事」実施要領 新旧対照表

改正後（案）	現行
宇城市「週休２日試行工事」実施要領（<u>営繕工事編</u>） （週休２日試行工事の定義） 第２条 週休２日施行工事の定義は次のとおりとする。 （１）【略】 （２）週休２日（現場閉所型）工事 <u>対象期間において、４週８休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。</u> _____ なお、やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保するものとする。 ア～ウ【略】 （３）週休２日（交替制）工事 <u>対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取り組みをいう。</u> _____ ア～エ【略】 （４）現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分 _____ ア ４週８休以上 現場閉所率又は平均休日率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合 イ <u>通期の週休２日</u> <u>対象期間において、４週８休以上の現場閉所又は休日を確保する取り組みをいう。</u> ウ <u>月単位の週休２日</u> <u>対象期間内の全ての月において、４週８休以上の現場閉所又</u>	宇城市「週休２日試行工事」実施要領_____ （週休２日試行工事の定義） 第２条 週休２日施行工事の定義は次のとおりとする。 （１）【略】 （２）週休２日（現場閉所型）工事 <u>対象期間において、４週６休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。ただし、港湾工事及び漁港漁場工事の場合は４週８休以上とする。</u> _____ なお、やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保するものとする。 ア～ウ【略】 （３）週休２日（交替制）工事 <u>対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週６休以上の休日を確保する取り組みをいう。ただし、港湾工事及び漁港漁場工事の場合は４週８休以上とする。</u> _____ ア～エ【略】 （４）現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分 <u>現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分は、次のとおりとする。</u> _____ ア ４週８休以上 現場閉所率又は平均休日率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合 イ <u>４週７休以上、４週８休未満</u> <u>現場閉所率又は平均休日率が２５％（７日／２８日）以上２８．５％未満の場合</u> ウ <u>４週６休以上、４週７休未満</u> <u>現場閉所率又は平均休日率が２１．４％（６日／２８日）以上</u>

は休日を確保する取り組みをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次のとおりとする。

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

宇城市が発注する湾岸・漁港漁場工事のうち、原則として、次号に該当する工事を除いた全ての工事を対象とする。

(工事費の積算)

第6条 工事費の積算は、次のとおりとする。

(1) 当初設計

発注時は、4週8休（通期の週休2日）として積算を行う。

(2) 変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更する。

また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む。）については、週休2日未実施として変更する。

(週休2日実施証明書の交付)

第7条 週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週8休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙6参照）を交付する。

25%未満の場合

(対象工事)

第3条 対象工事は、次のとおりとする。

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

宇城市が発注する建設工事のうち、原則として、次号に該当する工事を除いた全ての工事を対象とする。

(工事費の積算)

第6条 工事費の積算は、次のとおりとする。

(1) 当初設計

発注時は、4週8休達成を前提とした積算を行う。

(2) 変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて対象工事の補正係数（別紙5参照）を見直し、請負代金額を減額変更する。

また、変更契約後、工事完成日まで、所定の現場の閉所状況又は平均休日率の割合を下回らないよう留意すること。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む。）については、補正分を除し、請負代金額を減額変更する。

(週休2日実施証明書の交付)

第7条 週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上、港湾工事及び漁業漁場工事の場合は4週8休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙6参照）を交付する。

特記仕様書の記載例（週休２日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

- (1) 週休２日（現場閉所型）工事の場合
(週休２日(現場閉所型)工事)

第○条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和７年７月１日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「４週８休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休２日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休２日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

- (2) 週休２日（交替制）工事の場合
(週休２日(交替制)工事)

第○条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和

特記仕様書の記載例（週休２日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

- (1) 週休２日（現場閉所型）工事の場合
(週休２日(現場閉所型)工事)

第○条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和６年４月１日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「４週８休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休２日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休２日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「４週８休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

- (2) 週休２日（交替制）工事の場合
(週休２日(交替制)工事)

第○条 本工事は週休２日試行工事（週休２日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、宇城市「週休２日試行工事」実施要領（令和

7年7月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

6年4月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

(別紙5)

営繕工事の労務費補正について

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、工事費の積算を行う。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	月単位の週休2※1	通期の週休2※2
補正係数	1.04	1.02

※1 月単位の週休2日とは、対象期間(※3)において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息※4)を行ったと認められる状態をいう。

※2 通期の週休2日とは、対象期間(※3)において、4週8休以上の現場閉所(現場休息※4)を行ったと認められる状態をいう。

※3 対象期間とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者

(別紙5)

営繕工事の労務費補正について

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、工事費の積算を行う。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	4週8休以上※1	4週7休※2	4週6休※3
補正係数	1.05	1.03	1.01

※1 休日(現場閉所)の割合が28.5%(8日/28日)以上の場合

※2 休日(現場閉所)の割合が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合

※3 休日(現場閉所)の割合が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合

の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

※4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、次の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)「基準単価」「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補

(2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、次の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)「基準単価」「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補

正率」によらず、表A－2、表E－2及びM－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

正率」によらず、表A－2、表E－2及びM－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01

左官工事(仕上 塗料仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上 塗料仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事(ビ ニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事(ビ ニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上 緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘 要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15

左官工事(仕上 塗料仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗 料仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビ ニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビ ニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑 化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘 要	4週8休以上		4週7休以 上8休未 満	4週 7休未 満	4週6休以 上7休未 満	4週 7休未 満
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15

配管工事	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	ブルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接 続材工事）金属製 可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属 製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘 要	月単位の週休2日		通期の週休 2日	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
保温工事	配管用、ダクト用及 び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパ-類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパ-等の取付 手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを 除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

配管工事	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	ブルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	ブルボックス用接地 端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・ 床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	（電動機その他接 続材工事）金属製 可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	（設置極工事） 銅板式、銅覆鋼 棒、 接地極埋設 票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率	新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダ クト及び低圧チャンパ- 類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制 気口、ダンパ-等の 取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

(別紙6)

宇城市〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇 〇〇様

宇城市長 〇〇 〇〇 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区農村地域防災減災事業〇号工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇
日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

【削除】

(別紙6)

宇城市〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇 〇〇様

宇城市長 〇〇 〇〇 印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区農村地域防災減災事業〇号工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇
日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

- ☐ 4週8休を達成した。
- ☐ 4週7休を達成した。
- ☐ 4週6休を達成した。